

第3次東遠地域広域障害者計画 概要版

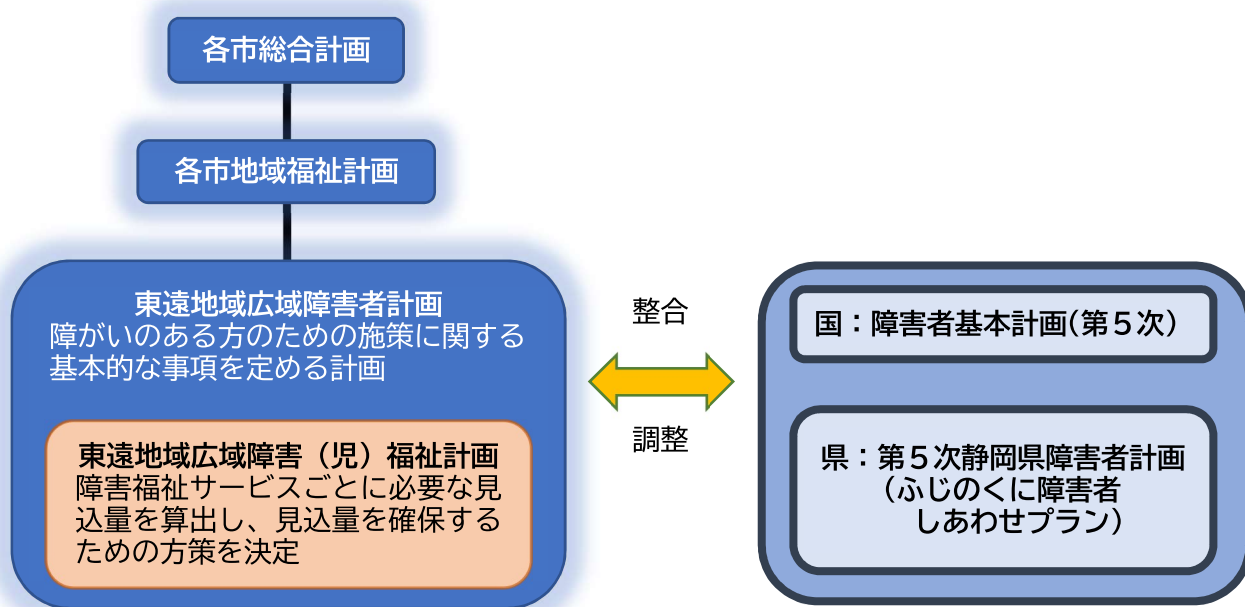
計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定されるものであり、掛川市、菊川市、御前崎市が今後進めていく障がい者施策の方向性について総合的に定める計画で、一体的に策定する第7期東遠地域広域障害福祉計画及び第3期東遠地域広域障害児福祉計画の上位計画に位置付けられます。

なお、本計画は国や静岡県の方針に沿って策定されたものであり、各市の総合計画、地域福祉計画や各種福祉関連計画との整合・調整が図られたものになります。

障害者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。

※一体的に策定した障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間になります。



計画の基本理念

国が平成19年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がいのある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある方の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第1条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第3次東遠地域広域障害者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第1次計画及び第2次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、基本理念を「人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会」と定めます。

人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会

1 啓発・交流の推進

障がいの特性や障がいのある方のそれぞれのニーズに対応できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供や意思疎通に対する支援を充実させ、地域での共生が妨げられない環境づくりを進めていきます。

- 主な施策
- ①市広報紙やホームページなどによる啓発
 - ②障がい者福祉に関する啓発
 - ③障がい者施設製品の販売支援
 - ④障がい者施設との交流支援
 - ⑤障がい者団体の活動の支援
 - ⑥地域福祉活動拠点の提供
 - ⑦手話言語条例の普及啓発【重点事業】

2 権利擁護と差別解消の推進

障がいを理由とする差別の解消や障害者虐待の防止に取り組むとともに、事案が発生した際に、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携し構築します。

行政だけでなく、企業・民間団体等の多様な主体との連携により、障がいのある方に対する理解と認識を深めるための取組を推進し、あらゆる場面での差別解消を進めます。

- 主な施策
- ①虐待の防止
 - ②日常生活自立支援事業の実施
 - ③成年後見制度の利用支援
 - ④成年後見制度の利用促進
 - ⑤障がいを理由とする差別の解消【重点事業】

3 社会参加の促進

障がいのある方の移動・外出支援や意思疎通の支援を推進することにより、障がいのある方が地域社会の中で孤立することなく社会との関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしづくりを目指します。

障がいのある方の社会参加が、障がいのある方の自立につながることを鑑み、社会的障壁を取り除くとともに、さまざまな関係者が地域でともに暮らすことのできるよう取組を推進します。

- 主な施策
- ①福祉有償運送の実施
 - ②外出支援の実施
 - ③手話通訳者や要約筆記者の派遣
 - ④タクシー利用料金助成事業の実施
 - ⑤地域での見守りや声かけの推奨【重点事業】

4 障がいのある児童への支援の充実

障がいのある児童へのサポートはインクルーシブの理念に基づき進めることが重要です。そのため障がいのある児童が地域でいきいきと生活を送ることができるよう、障がいのある児童やその家族に対する相談体制の充実や、療育、教育に対する支援の充実を目指します。

また、障がいのある児童への適切な就学支援のために、障がいのある児童やその家族の状況に応じたニーズの把握を実施します。

- 主な施策
- ①関係機関との連携
 - ②発達相談や療育教室の実施
 - ③児童福祉法に規定するサービスの提供
 - ④就学状況に関するニーズの把握【重点事業】

5 雇用・就労の支援

障がいのある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには、働くことは重要です。障がいの有無にかかわらず誰もが地域社会の一員として、一人ひとりの障がいの状況や能力に応じて収入や生きがいを得られるよう、障がいのある方の就労についての理解を促進します。また、関係機関が連携して就労支援を行う等、障がいのある方の就労を支援し、障がいのある方の経済的自立を支援していきます。

主な
施策

- ①障がい者就労施設等からの受注機会の確保
- ②福祉施設通所費助成の実施
- ③障がい特性に応じた支援や環境の整備の検討【重点事業】
- ④障がい者雇用・定着の推進【重点事業】

6 生活支援の充実

誰もが必要なサービスを利用しながら身近な地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのある方の多様な特性に対応し、必要なときに必要な場所で、気軽に相談に応じられる支援体制の確立を目指します。また、各種手当や年金の支給、各種減免制度の実施と周知により障がいのある方の経済的自立を支援し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

主な
施策

- ①住宅に関する各種助成の実施と制度の周知
- ②手当や年金、医療費助成等の周知
- ③税金の減免や割引制度の周知
- ④相談支援事業の実施
- ⑤相談体制の充実
- ⑥相談を気軽にできるような雰囲気づくりや環境の構築【重点事業】
- ⑦各種申請のオンライン化
- ⑧障害福祉サービスの充実

7 安全・安心の体制の整備

日頃から障がい特性などについての理解浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行える体制を整備します。また、民生委員・児童委員、地域住民等が各地域で緊急時の対応や普段からの見守りができる体制づくりに努め、障がいのある方が地域で安全に安心して生活ができるように取組を推進していきます。

主な
施策

- ①避難行動要支援者名簿の活用・推進
- ②NET119・110番アプリシステムの啓発
- ③災害発生時の迅速な対応ができるような体制の構築【重点事業】

8 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防や医療給付等の費用負担軽減を図るため、各種健診事業や予防事業、医療費助成制度を適切に実施するとともに、制度等を周知します。

併せて、保健・医療機関等との連携や情報発信・啓発の充実により、障がいのある方に必要な情報が適切に伝わる体制を整備するとともに、障がいに配慮した医療体制の構築を推進していきます。

主な
施策

- ①自立支援医療の提供
- ②障がい者歯科診療の体制の検討
- ③保健・医療機関との連携、情報発信

計画の推進と進行管理

1 関係団体等との連携

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、各市及び庁内の関係部署との連携をはじめ、住民、関係機関・団体や民間企業との連携を一層強化します。

2 東遠地域における広域的な取組の推進及び県・近隣市町との連携

障害者計画は、掛川市、菊川市、御前崎市における障がい者施策の基本的な方向性を定め、障がいの有無にかかわらず、地域で共生する社会の実現を目指すものです。また、障害福祉計画・障害児福祉計画は、掛川市・菊川市・御前崎市における障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービスについて計画したものです。

障がいのある方に対する福祉施策はこれまでも広域的な取組によるところが大きく、今後も引き続き広域的な対応を実施します。

加えて、障がいのある方の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策を推進していくとともに、近隣市町等との情報交換や会議等を積極的に行い、一層連携を強化していくことにより、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の実現を目指します。

3 計画の進行管理体制

本計画で掲げている施策、事業等の進捗状況については、P D C Aサイクルによる循環的なマネジメントを実施し、毎年度、点検及び評価を行い、計画の進捗管理を適切に実施します。

4 東遠地域自立支援協議会への報告

本計画の進捗状況は、毎年度、東遠地域自立支援協議会に報告し、計画の進行に係る助言及び提言を受け、計画の進行の改善等に取り組みます。

